

いしかわ まちづくりView

No. 3

目次

- 特集「歴史的資産を活かしたまちづくり」 1・2・3
- あのまちこのまち“まちづくりめぐり”
 - 山の下寺院群整備計画（加賀市） 4
 - 金沢駅北土地区画整理事業（金沢市） 5
- まちづくりの動き
 - 都市計画法の政省令の改正について 6・7
- センターだより 8

財団法人 いしかわまちづくりセンター

特集

歴史的資産を活かしたまちづくり。

1. 歴史的資産の活用と再生の意義

歴史的な町並みは、その町に継承されている伝統・文化そのものであり、その都市・地区のアイデンティティであります。よって、町並みの保全は大変重要です。

文化財的価値を保有している地区は、伝統的建造物群保存地区（伝建地区）等の指定により保存しているものや、単に文化財的に保全するだけでなく、

歴史的資産を利活用して都市中心部の活性化や賑わいの創出に成功している例が多数あります。（写真）また、文化財的価値は少なくとも歴史的風情を残しているちょっとした町並みを活用している例もあります。

今回の特集は、今後の皆様の街づくりの参考となるよう、全国の事例や県内の現状を紹介するものです。

▼滋賀県 長浜市「黒壁スクエア」 （写真）



明治時代に建てられた黒漆喰の外壁を持つ銀行をガラスショップ等に活用した。現在は15の施設が整備されており、これらの商店街はたくさんの人で賑わっている。

▼岐阜県 高山市上三之町の町並み （写真）



城下町の中心として栄えた三之町には現在でも町屋が軒を並べている。重要伝統的建造物群保存地区に指定されている他、市でも条例を定め、伝統的な家屋の保存に努めている。

2. 歴史的資産の活かし方

歴史的資産を活用したまちづくりを行うには、都市計画や条例の地区指定による保全や、その助成制度の活用と補助事業による整備の2通りがあります。

(1) 都市計画や条例によるまちづくりとその事例

1) 伝統的建造物群保存地区制度

都市計画の地域地区の一つであり、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区」であります。内容は市町村の条例で定め、修景等には助成措置が講じられます。(写真②、③)

現在、県内には指定地区はないが、全国的には函館市や高山市等の44地区（都市計画区域外の地区も含む）が指定されています。

▼北海道 函館市「函館ヒストリープラザ」 (写真③)



ウォーターフロントに並ぶ赤煉瓦倉庫群を多目的ホール、ビアホール等からなる「函館ヒストリープラザ」として再生した。

2) 県内各市の条例による保全と助成措置

①金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例

伝統環境の保存と近代的な都市景観の形成のため、建築物の高さや形態・色彩等について届け出制を定め指導している。

また、同条例の伝統環境保存区域内の街並みの修景や建物の修景に助成制度を設けています。

②金沢市こまちなみ保存条例

金沢の歴史的な特色をもつ「ちょっとした良い街なみ」を市民とともに保存育成し金沢の個性をさらに磨き高めることを目的とし、現在7地区が

指定されています。(写真④)

また、地区内の建築物や周辺の修景の他に、保存のための住民団体の活動費の助成措置があります。

▼金沢市 大野町の町並み

(写真④)



こまちなみ保存区域に指定されており、醤油蔵と風格のある町家が連なっており、これらの伝統建築物の保存・復元及び活用に努めている。

③金沢市用水保全条例

金沢の貴重な歴史資産である用水を後世に継承し、用水の保存・復元及び創出を図るため、現在11の用水が指定されています。(写真⑤)

▼金沢市 大野庄用水

(写真⑤)



保全用水に指定されており、武家屋敷界隈の歴史的雰囲気と調和した景観の保全と形成を図っている。

④加賀市ふるさとの歴史的景観を守り育てる条例

歴史的景観を守り育てることにより、ゆとりと潤いのある美しい街を実現するため制定し、現在橋立地区1カ所が指定されています。

また、建築物や工作物等の修景に助成制度があります。

まちづくり

(2) 補助事業の活用により整備した事例

1) 歴史的地区環境整備街路事業

都市計画事業においても、街路の整備と文化遺産の保全を積極的に調和させたまちづくりを推進するため、歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）があります。（写真⑥）県内では、金沢市の長町地区の整備で本事業を活用しました。

・全国事例の一覧

（建設省街路課監修「歴史のまちのみちづくり」より）

都 市 名	地 区 名
北海道函館市	西部地区
栃木県日光市	二社一寺地区
〃 足利市	ばんな寺周辺地区
埼玉県川越市	旧城下町地区
富山県八尾市	八尾地区
石川県金沢市	兼六園周辺地区
奈良県橿原市	今井地区
広島県尾道市	山手地区
山口県柳井市	古市金屋地区
〃 下関市	長府地区
佐賀県有田町	有田内山地区
鹿児島県知覧市	中央地区
沖縄県那覇市	首里金城地区

・代表事例の紹介

▼山口県 柳井市古市金屋地区

（写真⑥）



柳井らしさを盛り込んだ「そぞろ歩き」にふさわしい街路空間の整備を図った。歴史みち事業では、石畳舗装、電線類の地中化、さらに、街路灯についてはガス灯タイプで統一し、建物の屋根瓦と同系色の照明灯とした。

2) 町並み・まちづくり総合支援事業

県内では、この事業により整備される事例として加賀市山の下寺院群整備事業の拠点施設(古民家)整備があります。（詳細は「まちづくりめぐり」をご覧ください）

3. 石川県での最近の動き

石川県では、さる11月17日（火）県と4市（金沢市、七尾市、小松市、加賀市）及び（財）いしかわまちづくりセンターとの共催で「街なみ・まちづくりシンポジウム」を開催いたしました。



基調講演：西村幸夫東京大学教授

またこのシンポジウムに併せて、4市の歴史的資産を紹介する「まちづくりにおける歴史的資産再発見マップ」を作成しました。

このマップの作成過程において、町の中には私達が思っている以上に多くの歴史的資産があることに驚かされ、新しい発見も多々ありました。皆さんも初めて訪れた旅行者の気持ちになって、もう一度町の中を歩いてみて下さい。きっと新しい発見があると思います。そして、それらを活用して我々が誇れるまちを作っていきましょう。

このマップが歴史的資産を活かしたまちづくりのきっかけとなることを強く願っています。

「まちづくりにおける歴史的資産再発見マップ」の問い合わせは、下記までご連絡下さい。

石川県土木部都市計画課地域計画係
（財）いしかわまちづくりセンター

（地域計画係）

加賀市

歴史や伝統文化を育むまちづくり：趣 山の下寺院群整備計画

整備方針

数々の歴史的資産（寺院群、城下町の町割り、用水等）を持つ大聖寺では、それらを保全しつつ、まちづくりに積極的に活かし、趣のある街並みの整備を推進しています。特に、山の下寺院群周辺まちづくり協議会においては、平成9年度に歴史的景観整備基準を定め、今後広告物や建造物の高さ・屋根の形状・壁面等について修景を行うこととしています。

山の下寺院群ゾーン

山の下寺院群ゾーンは、歴史的な社寺が集積する山の下寺院群と、市立図書館や古九谷の杜公園、計画中的古九谷美術館が集中するゾーンであることから、歴史と文化が感じられる景観形成に努め、地域文化や交流の拠点として活用できるように整備を進めています。



（都）山の下通線の整備（身近なまちづくり支援街路事業）

歴史的雰囲気をもたすために、石張と脱色アスファルトを組合せて、歩車共存型街路（ $w = 4 \sim 6$ ）の舗装を行います。また用水は開渠化し、土堀や生垣を施した街並みに整備します。

復元される古民家

山の下交通広場の整備（身近なまちづくり支援街路事業）

山の下通線と幹線道路の（都）南町熊坂線との結節点に交通広場を設け、地区内に流入する交通量の低減を図り、人の集散に対応した、オープンスペースや休憩所等も配置します。

拠点施設（街並み・まちづくり総合支援事業）

拠点施設として、大聖寺藩にゆかりのある古民家（北前船主久保彦兵衛邸の母屋）を藩政時代当時と同じ形で復元し、コミュニティの場や文化活動の拠点として活用します。（街路係）

～ 風格と格調に満ちた金沢の顔をつくる 金沢駅北土地区画整理事業 ～

21世紀に向けて、金沢駅周辺が大きく生まれ変わります。世界都市・金沢の玄関口にふさわしい都市空間を創出するために、JR金沢駅の整備や、武蔵ヶ辻に向かう駅通り線の整備、市街地再開発に伴う日航ホテル・リファールの建造など、多くの事業を実施しています。現在もこの地区において、「ふるさとの顔づくりモデル事業」を導入した質の高い土地区画整理事業を進めており、都市機能の向上した潤いのにぎわいのあるまちづくりに全力を傾けています。

業を進めており、都市機能の向上した潤いのにぎわいのあるまちづくりに全力を傾けています。

事業概要

事業名：金沢駅北土地区画整理事業

施行者：金沢市

施行面積：A = 11.9ha

施行期間：平成6年度～平成18年度

総事業費：422億円



駅東広場地上（イメージ図）

バリアフリーの徹底した「伝統の広場」とし、新しい金沢らしさと潤いある都市形成のシンボルゾーンとします。



駅東広場地下（イメージ図）

駅東の広場の地下には、北陸鉄道浅野川線の新駅が設けられます。

事業の特徴

北陸鉄道浅野川線の地下化

昭和4年より内灘～金沢間を走り、沿線住民の足として親しまれている北陸鉄道浅野川線を一部地下化します。これにより、現在鉄道で分断されている市街地を一体化し、有効な土地利用を図ります。

金沢駅東広場の整備

金沢駅東口が大きく生まれ変わります。交通施設・乗降シェルター・大屋根（ガラス）・シティーゲートが整備され、駅としての機能はもちろん、情報発信、交流や憩いの空間などを持ちあわせた、県都金沢の玄関口にふさわしいシンボルゾーンになります。

交通ネットワークの整備

駅周辺の交通網が整備されます。金沢駅東通り線等を整備して交通渋滞を緩和し、同時に、東西の行き来が自由となり駅西地区との一体化が図られます。また、区画整理区域内は、電線類を地中化して景観にも配慮します。

都市計画法の政省令の改正について

都市計画の分野における地方分権推進の流れの中で、本年5月に改正都市計画法が、また、10月には改正施行令（政令）及び改正施行規則（省令）が公布され、いずれも11月20日に施行となりました。

改正都市計画法については、前号でその概要を説明しましたので、今回は政・省令の変更について、主要な改正点を紹介します。

1. 都市計画法施行令の一部を改正する政令

(1) 特別用途地区の種類の削除

「特別工業地区」、「小売店舗地区」等、法律及び政令により11種類に限定されていた特別用途地区の種類に関する規定が削除され、用途地域の指定を補完する特別の目的に応じて、特別用途地区の種類を定めることができます。

（政令第3条関係）

(2) 道路の決定事項として車線数を追加

道路に関して、従来、政令により都市計画に定める事項となっていた「種別」、「構造（構造形式、幅員）」に加え「車線の数」を定めることとなりました。

（政令第6条関係）

これに伴い計画書の書式が変更となり、その書式例を10月に各市町へ送付済みです。

(3) 知事決定の範囲の縮小

地域地区、都市施設、市街地開発事業等の都市計画決定で、都道府県知事が定める範囲が縮小されました。

（政令第9条及び第10条関係）

主な都市計画の種類について、新旧対照を下の（表—1）に示します。

(4) 建設大臣認可を要する範囲の縮減

知事決定にかかる案件のうち、定められた要件以上のものについては建設大臣の認可が必要ですが、道路について次のとおり変更になりました。

（政令第13条及び第14条関係）

（道路の都市計画で建設大臣の認可を要するもの）

金沢市、野々市町、内灘町、小松市、根上町、寺井町、松任市、鶴来町の場合

- ・高速自動車国道
- ・一般国道
- ・県道、市町村道の中で4車線以上の道路、または、自動車専用道路

その他の市町村の場合

- ・高速自動車国道
- ・一般国道

(5) 地区計画等における知事承認事項の縮減

地区計画に定める事項の中で、知事の承認が必要であった事項のうち、以下のものについて承認が不要となりました。

（政令第14条の2関係）

- ・建築物の建ぺい率の最高限度
- ・建築物等の高さの最高限度
- ・建築物の敷地面積の最低限度

（表—1）知事決定の範囲の新旧対照表

種 類	旧	新
用 途 地 域	金沢市・野々市町・内灘町	石川県内はすべて市町村決定
道 路	国道、県道、16m以上の市町村道	国道、県道、4車線以上の市町村道
公 園 ・ 緑 地	面積4ha以上のもの	面積10ha以上のもの
土 地 区 画 整 理	施行区域が20haを超えるもの	施行区域が50haを超えるもの
市 街 地 再 開 発	施行区域が1haを超えるもの	施行区域が3haを超えるもの

2. 都市計画法施行規則の一部を改正する省令
省令の改正の主な内容は、建設大臣の認可を要する都市計画で、変更の際に大臣の認可を要しない「軽易な変更」の範囲の拡大です。

(省令第13条関係)

詳しくは官報をご覧くださいと思いますが、ここでは比較的頻度が多い都市計画について、(表—2)に簡単に内容を紹介します。

(表—2) 軽微な変更に関する新旧対照表

都市計画の種類	変更の内容	変更の規模等	
		旧	新
市街化区域及び市街化調整区域	境界とされている施設または地形若しくは地物の位置の変更に伴う区域の変更	変更部分の面積合計 2 ha 未満	変更部分の面積合計 4 ha 未満
道 路	起点又は終点の変更	他の道路の変更に伴う場合のみ	100m 未満の変更の一部
公園、緑地及び墓園	区域の境界の整正のための位置、区域又は面積の変更(増加・減少)	1,000 m ² 未満かつ変更前面積の5%未満	2,500 m ² 未満かつ変更前面積の10%未満
市街地開発事業(区画、再開発)	施行区域又は面積の変更	2ha 未満かつ変更前面積の5%未満	4 ha 未満かつ変更前面積の10%未満

(都市計画係)

Q「LRT」ってなに？

A 現在、ヨーロッパを中心に世界各地で新しい交通機関として路面電車が復活し、脚光を浴びています。LRT(Light Rail Transit)と呼ばれる新型路面電車で、昔の路面電車とはずいぶん異なります。Lightの名前のとおり、コンパクトで軽量な車両で静かに走り振動も少なく、特に車いすやベビーカーでも簡単に乗り降りできるよう床が低くなっています。また排気ガスなどが少なく地球環境問題からもやさしく、都市の新しい交通システムとして注目されています。

以前日本でも路面電車はかなり走っていましたが、現在は19都市で運転されているだけとなっています。しかし、平成9年秋には、熊本市で日本初のLRTが導入され、今年度末には広島市にも導入が予定されています。国の支援制度も拡充され、今後国内でも導入の動きがますます増えてきそうです。

(都市交通係)



歴史的な街並みの中を走るLRT
(仏 ストラスブール)



乗り降りしやすい 床の低い車両
(独 マイナツ)

ライブラリーニュース

センターでは、まちづくりに関する図書を購入しており、現在までに約630冊の図書をそろえています。自由に貸出しを行っていますので、多くの方のご利用をお待ちしています。

新刊図書案内・まちづくり編

市民のためのまちづくり入門 吉野正治著
これからまちづくりをはじめようとする人のために、まちづくりの考え方や方向性、都市計画をはじめとする制度・技術・財源などを分かりやすく解説したものです。

協議型まちづくり 小林重敬編・計画システム研究会著
欧米各国のまちづくりの仕組や展開・事例と、日本における実際の運用や手法・課題などをまとめたものです。

まちづくりイベント・ハンドブック 建設省まちづくり事業推進室監修
全国のまちづくりイベントや事例を紹介し、また基本手法からツール、企画と準備など、すぐに役立つノウハウを分かりやすくまとめたものです。

専門家派遣制度をご活用下さい

どんな専門家を派遣してくれるの？

みなさんの希望に基づき、学識経験者・コンサルタント・先進地の指導者などを派遣します。

どんなときに派遣してもらえるの？

次の全ての条件を満たす講習会等に派遣します。

- (1) 石川県内において開催されるもの
- (2) 石川県民を対象に開催されるもの
- (3) 政治、宗教及び営利を目的としないもの
- (4) 自治会、住民団体が主催するものは市町村長の推薦を得たもの

費用はどうなるの？

センターで全額または一部負担します。

年間回数	1回	2回、3回
負担対象額 (上限金額)	謝礼、旅費の全額 (5万円)	謝礼、旅費の半額 (3万円)

4回目以降は紹介のみとさせていただきます



▲専門家派遣（㈱アラ小布施ガイドセンター木下氏）

金沢西部副都心街づくり協議会事務局業務を受託

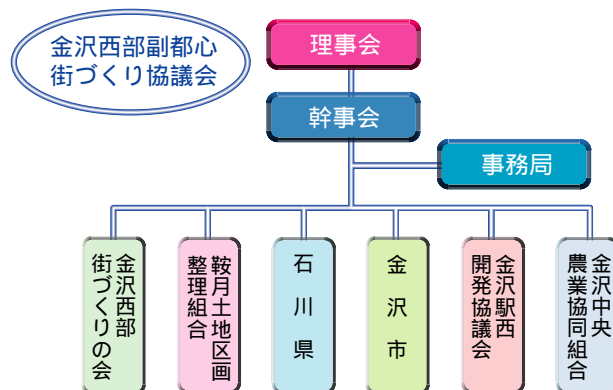
当センターでは、10月1日に金沢西部開発事務所に分室を設置し、金沢西部副都心街づくり協議会の事務局業務を受託しました。

金沢西部副都心街づくり協議会ってなに？

設立趣旨

県庁舎移転を核とする金沢西部・鞍月での土地区画整理事業を中心に、副都心地域にふさわしい土地利用及び施設立地の誘導・誘致を図ります。

協議会の構成



活動内容

- ・景観やバリアフリーに配慮した「街づくり基本協定」の運用等の街並み誘導支援を行います。
- ・企業説明会を開催し施設の誘致活動を行うとともに、有効な土地利用について調査研究します。
- ・地権者のために土地活用や税制等に関する勉強会や講習会を開催します。

編 / 集 / 後 / 記

今回の特集は、伝統と歴史ある石川県で、歴史的資産を活用したまちづくりを積極的に行うために取りあげてみました。皆さんの周りにも、まだまだ知られていないものがきっと隠されています。是非、今度の休みの日に、再発見の旅をなされてはいかがでしょうか。

編集協力：石川県都市計画課

発行：(財)いしかわまちづくりセンター
TEL 076-223-9448
FAX 076-223-0161

発行日：平成10年12月